

## 新居浜工業高等専門学校教学 I R 室規程

令和 5 年 1 月 17 日 規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）点検・評価実施規則第 9 条の規定に基づき、本校における教育活動の改善に資するため教学 I R 室（以下「I R 室」という。）を置き、I R 室に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 I R 室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教務に関する学生情報の収集・調査・分析に関すること。
- (2) 入学者選抜に関わる学生情報の収集・調査・分析に関すること。
- (3) その他学生情報の収集・調査・分析に関すること。
- (4) 学生情報の収集・調査・分析結果のとりまとめ、報告書の作成及び点検専門部会への報告に関すること。

(組織)

第 3 条 I R 室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) I R 室長
- (2) I R 室員（若干名）
- (3) 教務係長

2 I R 室長は、本校の教授又は准教授の中から校長が指名する。

3 I R 室員は、I R 室長が指名する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号、第 2 号の室員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 I R 室長は、I R 室の業務を総括する。

2 I R 室長に事故があるときは、あらかじめ室長が指名した室員が、その職務を代行する。

(協力者)

第 6 条 第 2 条に掲げる業務の実施にあたり、I R 室長が必要と認めたときは、室員以外の者に業務を依頼することができる。

(事務)

第 7 条 I R 室に関する事務は、総務課の協力を得て、学生課において処理する。

附 則（令和 5 年 1 月 1 7 日 制定）

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。